

1. 授業科目について

(1) 概要

2016年度入学生より新設した選択科目（3回生前期）である。「家庭科教育法3」（教科教育藤田教員担当）と同時期に開講し、衣生活、食生活、保育の3分野について教科専門の教員（眞鍋・岡本教員、金子）が担当した。授業の目的は、家庭科教育法2で学習した各分野の内容・学習方法に関する基礎的な事項をふまえ、授業事例を体系的・系統的に検討するとともに、授業過程の検討と教材研究・教材開発と作成を行うことで、家庭科教育法3の模擬授業に向けての力を身につけることである。

教科教育と教科専門の教員の協力体制のもと、「家庭科教育実践研究」における教材開発と作成を、「教科教育法3」における第11～第13回の模擬授業と連動させる授業構成とした。「家庭科教育法3」ならびに「家庭科教育実践研究」の両方を履修している学生は5名だった。

(2) 保育分野の授業内容

近年の子育ての問題状況を背景として学習の必要性が高まる「子どもの権利条約」と「児童虐待」を取り上げ、高校家庭科における教材作成を行った。目標として、①家庭科で取り扱う意義についての理解、②高校生自身の権利についての認識、③現在および将来より若い人たちの権利を守るという視点をもてること、④生徒の生活実態やプライバシーへの配慮ができること、⑤児童虐待の事例を多様な視点で捉えられることを掲げて教材作成を行い、「家庭科教育法3」の模擬授業で活用した。

2. 授業評価の方法と成果・課題

(1) 方法

事前・事後調査を行うとともに、教科教育教員1名と教科専門教員3名でこれらの調査結果をもとに授業カンファレンスを行った。

(2) 成果・課題

1) 学生による科目間の連携についての認識

「家庭科教育実践研究」での教材研究・教材作成を「家庭科教育法3」で活用できたかについては、4段階で、「4できた」が4名、「3かなりできた」が1名で、両授業の連携ができていたとの認識がみられ、これについての具体的な記述もみ

られた。

2) 教科専門と教科教育教員相互の学び

教材や模擬授業実践に対し、教科専門教員からは自身の専門分野と教員養成のつながりをふまえつつ、各分野の専門的見地や生活事象を捉えるための多様な視点からの指摘がなされた。一方、教科教育教員からは教科内容をふまえながら、学習目標、評価、ワークシート、板書などの「目標と学びと評価の一体化」についての指摘がなされ、それぞれの専門性を活かした協働的指導をすることができた。そのことで、学生は多様な視点から教材化・授業化、授業改善を行うことができたといえる。

3) 保育分野の成果と課題

学習課題の意義の理解を最初に行い、教材の検討に入ることができたことを確認した。また、学習の視点や学習の順序性の検討を行うことができたと考えていた。しかし、ワークシートとその活用についての学生の理解が十分でなく、学習目標に即した教材とその活用を授業展開のなかで緻密に検討する必要性を感じた。また、高校生の生活実態やプライバシーへの配慮は、家族・保育分野だけでなく、食や衣生活分野においても重要であるとの確認ができた。

(3) 次年度に向けて

1) 学生の汎用的能力の育成

教材研究も模擬授業もすべてのテーマを取り扱えるわけではないので、2つの授業への学生の意見から、両授業において、汎用的能力を学生に身につけさせることが課題と考えられた。

2) 保育分野についての課題

保育分野では、児童虐待のような問題状況と権利に関する学習内容の順序性と、学生自身の権利に関する認識の成立が課題となった。次年度の授業においては、学生の教材作成過程でこれらの点をどのように意識化させるかに特に留意していきたい。

3. 地域社会を核とした教育と研究のつながり

教材作成や模擬授業構想のプロセスで、子ども・保護者支援や児童虐待に関する関係機関の情報などについての内容がみられた。これは、後期開講の「子ども・家族福祉」の地域の福祉環境に触れる授業内容に接続できるものであった。